

## 議 事 日 程

平成28年 8月22日（月曜日）午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

専第7号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第3号）

日程第4 議案第54号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第4号）

日程第5 議案第55号 工事請負契約の締結について

---

### 出席議員（7名）

1番 今井美和

2番 今井美道

3番 桂川一喜

4番 樋口春市

5番 服田順次

6番 今井保都

7番 安江祐策

---

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長 今井俊郎

教 育 長 安江雅信

参事兼総務課長 安江良浩

参事兼村民課長 小池 毅

産業振興課長 今井 稔

地域振興課長 桂川 憲生

建設環境課長 今井 義尚

教 育 課 長 安江任弘

国保診療所  
事務局長 伊藤保夫

会 計 管 理 者 安江 誠

---

### 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局  
次 長 安江由次

◎開会及び開議の宣告

○議長（服田順次君）

ただいまから平成28年第3回東白川村議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、3番 桂川一喜君、4番 樋口春市君を指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（服田順次君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

---

◎承認第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第3、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、専第7号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

参事兼総務課長 安江良浩君。

○参事兼総務課長（安江良浩君）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした。右地方自治法第179条第3項の規定により報告する。よって、これが承認を求める。平成28年8月22日提出、東白川村長。

記1. 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第3号）（別紙）。

1枚おめぐりいただきまして、専第7号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第3号）。平成28年度東白川村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億820万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成28年7月4日、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表と、5ページ、6ページの事項別明細書は省略させていただきまして、7ページの歳入から説明いたします。

9款1項1目地方交付税、補正額262万8,000円、普通交付税でございます。

14款3項2目総務費県委託金、補正額3万円。参議院選挙の委託金でございます。

17款1項16目消防活動基金繰入金、補正額5万円。消防活動基金の繰入金でございます。

続きまして8ページ、歳出の説明をいたします。

2款4項2目参議院議員選挙費、補正額3万5,000円。内訳としまして、報酬が3万1,000円、投・開票管理者、立会人の報酬でございます。需用費4,000円、立会人の賄い費でございます。これにつきましては、選挙期間が当初予定していたものよりも1日多かったための1日分が不足が生じたので、追加補正させていただくものでございます。

続きまして、9款1項1目非常備消防費、補正額267万3,000円。内訳としまして、報酬費が100万8,000円でございます。訓練手当、これは訓練消防学校等の訓練手当でございます。説明がおくれましたが、8月7日の多治見市で行われました県操法大会の経費でございます。また、旅費7万1,000円は消防団員の費用弁償でございます。11節の需用費50万5,000円は、事業用の消耗品等の購入費を計上させていただきました。また、食糧費につきましては、団員等の弁当代等でございます。14節の使用料及び賃借料54万7,000円は車両等借上料、有料道路通行料でございます。18節の備品購入費44万2,000円は、消防操法大会用の備品として管鎗、吸管等の購入をさせていただきました。

説明は以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

歳入もしくは歳出の両方の消防の活動基金等の扱いについてなんですけど、まず1点は活動基金の目的に沿った支出がどこに当たるのかという説明をいただきたい部分と、もう1つは活動基金の条例については支出を行ったとき、残高不足に当然なりますので、即座に村長は積み上げをもう1回戻さなきゃいけないはずなので、専決、もしくはひよっとしたら今回の補正で積み上げ分の支出が行われたいいけないはずだと思いますけれども、この辺の処理がされてないように思われますけれども、その2点関連でお答え願いたいと思います。

○議長（服田順次君）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（安江良浩君）

ちょっと説明不足で申しわけございません。

消防活動基金の繰入金5万円につきましては、報償費の激励金の10万円に充てさせていただいております。積み上げ金につきましては、9月以降の補正等に対応していきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、専第7号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第3号）について採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、専第7号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり承認されました。

---

◎議案第54号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第4、議案第54号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

参事兼総務課長 安江良浩君。

○参事兼総務課長（安江良浩君）

議案第54号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第4号）。平成28年度東白川村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,304万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,125万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年8月22日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表と5ページ、6ページの事項別明細書は省略させていただきまして、

7 ページの歳入から説明をさせていただきます。

9 款 1 項 1 目地方交付税、補正額1,264万4,000円、普通交付税でございます。

13 款 1 項 3 目民生費国庫負担金、補正額27万円、障害者自立支援給付費の負担金でございます。

14 款 1 項 3 目民生費県負担金、補正額13万5,000円、これも同じく障害者自立支援給付費の負担金でございます。

続きまして、8 ページの歳出を説明いたします。

2 款 1 項 12 目地方創生事業費、補正額110万2,000円でございます。報償費が100万円、これは先月の全協でも説明させていただきましたが、つちのこメンバーズカード事業のうちのポイント還元のつちのこ商品券が不足を生じたので、100万円追加させていただきます。11 節需用費の 3 万 1,000 円は、この事業にかかわる消耗品等の購入費でございます。12 節の役務費の 7 万 1,000 円は、郵便料で計上させていただいております。

続きまして、3 款 1 項 3 目保健福祉費、補正額54万1,000円につきましては扶助費でございます。補装具の支給支援費として54万1,000円計上させていただきました。ここにつきましては、車椅子の修繕、それから補聴器等の購入に対する支援費に不足が生じたもので追加させていただくものでございます。

続きまして、4 目の老人福祉費782万7,000円の追加でございます。ここは、先ほど村長の御挨拶で説明がございましたように、医療・福祉整備ゾーンの用地測量設計委託料として782万7,000円の補正をさせていただきます。ここは医療・福祉ゾーン整備計画に基づきまして、用地の測量を実施するものでございます。先ほどの説明もございましたが、覚書の締結はまだ未定ではございますが、測量設計には時間が要することから、今回予算を計上させていただくものでございます。

続きまして9 ページ、6 款 1 項 3 目農業振興費、補正額1,000円。ここは償還金でございますが、中山間地域等直接支払推進事業でございますが、補助金が過年度におきまして面積の算定に誤りがありましたので還付金が生じたもので、1,000円追加させていただくものでございます。

続きまして、5 目の山村振興事業費、補正額21万8,000円、修繕料として21万8,000円計上させていただいております。ここは白川茶屋の浄化槽でございますが、配水管が地盤沈下によって修繕が必要になってきたため、修繕料として計上させていただきました。

続きまして、8 款 3 項 1 目住宅管理費324万円。ここは、曲坂住宅の B 棟の修繕工事で計上させていただいております。ここにつきましては、退去に伴う次の準備ということで修繕をさせていただくものでございますが、7 月 14 日の全員協議会にて議員さんの方に現地を視察していただきまして、その中で説明をさせていただきました。その後で皆様から貴重な意見等をいただいているところでございます。これにつきまして簡単な内容でございますが、キッチンの取りかえをするということで、キッチン、それからユニットバスの取りかえ、それに付随する給排水工事等も含めております。それから、建具工事は結露防止としてペアガラスの取りかえ、それから内装工事は玄関ホール、それから洋室のクロスの張りかえ、それから木工事でリビングのフローリングの一部の張りかえ等でございます。また、犬走り等につきましては御意見をいただいておりますが、こちらで検討

させていただきます、いろいろ湿気を防ぐ手だてとして、やっぱり犬走りのほうも計上させていただきますので御説明させていただきます。

それから、続きまして10款5項1目の保健体育総務費、補正額12万円でございます。ここは体育協会に対する補助金で12万円計上させていただきました。これは、体協男子バスケット部が今回県大会出場することに伴い、規定で統一ユニフォームの着用が定められております。その購入に当たって体育協会へ購入の補助として2分の1補助するものでございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

3款1項4目の補正の福祉ゾーンの用地測量設計委託料ということで上がっておるわけなんですけど、7月14日の全協のときにも一応28年度用地測量設計の委託業務を行いたいということで、この部分で基本設計の委託業務というのも多分次に出てくると思うんですが、今回はまだ商科大との契約が至ってないところで、今回の用地測量設計委託というのが土地の測量だけの部分ということであれば何ら問題はないと思うんですが、この辺の今回上がっているものについても測量設計ということで書いてありますので、認識として本当に土地の測量ということの意味だけの解釈としていいのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長。

○国保診療所事務局長（伊藤保夫君）

今回の用地測量調査につきましては、基準点の測量ということで一式、あと現地測量が3ヘクタール、用地の調査が2.2ヘクタール、河川測量が0.55キロ、あと河川水利の検討等の一式というような業務が今回の測量調査委託業務ということになっております。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

同じく14日の全協のときは、恐らく600万ぐらいの予算ではないかということで、私どものいただいた資料に書いてあったわけなんですけど、結構大きい金額になってきたかなという気もするんですけど、根拠的なものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長 伊藤保夫君。

○国保診療所事務局長（伊藤保夫君）

7月の全協に出させていただいたときの金額ですけれども、そのときはまだ委託料のほうの金額がはっきりしていなくて、このときは全く計画上で600万という金額を上げさせていただいておりまして、実際今回補正予算に上げる段階で設計のほうをさせていただきまして780万ということで、7月14日に説明した分の600万については余り根拠がない数字だったということで、今回の780万という数字が上がってきたということです。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

保健体育総務費の12万の件でございますけれども、県大会出場ということでユニフォームもそろえなきゃいかんということで、内容は十分理解しております。

そこで、バスケット部に限らず、体協の予算というのは当初予算で52万かそこらあるわけですが、各部のほうで郡大会も毎年開催されておりますし、そういった中で村の代表で出るわけですので、こういった最低限度のユニフォームとか何とかというのは、来年度ぐらいから各部の意向も十分聞いていただいて、当初予算の中でこういったそろえるということは皆さん方の意気も上がるので、そういった中で前もってこういったのも1回早目に準備して大会に備えるというか、そういったことも必要じゃないかと。県大会に出るとか、大きい上の大会に出るたびにこういったことをされるのもいいんですけども、最初からこういったものを最低限度そろえておくのも大事ではないかと、その辺の見解をちょっとお聞きします。

○議長（服田順次君）

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

ただいまの御意見のとおりだというふうに思っております。

以前は非常に部の数も多く、それから大会も恒例的に上位大会に出ておりましたので、ユニフォームの更新といったことに関しまして、体育協会のほうにも一定のルールがあって、それに対して補助をさせていただく、そういった路線であったわけですが、近年その辺のことが少し途切れておりますので、また体育協会さんのほうで各部のユニフォーム更新のルールの確認をしていただいて、順番ごと定期的にするよということになれば、今おっしゃってくださったように、一定の率で補助をすることについて当初予算のほうでも配慮をしていく、そんな体制にさせていただきたいと思っております。一度、体育協会さんのほうとも相談をさせていただいて、筋の通った意義のある更新をさせていただきたいな、そんなふうに思っておりますのでお願いをいたします。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

一般会計9ページ、農業費の山村振興事業費の先ほど説明ありました部分で、白川茶屋さんの浄化槽につきましての修繕費ですけれども、負担割合と、それから負担割合の算出の理由というか、根拠の説明をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（服田順次君）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（安江良浩君）

負担割合は10分の10でございます。

根拠としまして、指定管理施設の修繕等の費用分担基準というのが今まで曖昧なところがございました。ということで、基準をことしの3月に制定というか、つくらせていただきましたが、こちら内部の資料でまだ一般のところには公表はしてございませんけど、施設区分としては、消防団が管理するものとか社会福祉協議会が管理するもの、それから指定管理の中でも集会施設や商業施設等がございます。そういった区分を8つの区分に分けさせていただきました。今回の白川茶屋さんにつきましては指定管理の営業施設というようなくりの中で、修繕料につきましては内容によってということで、10分の10で村がお支払いするものにつきまして、修繕料では浄化槽、それから屋根の工事、また空調、それから外構施設等の普通に使って経年劣化、その他自然等の何らかの理由等で修繕が必要なものについては10分の10で東白川が面倒を見ると、そういったような基準を定めさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

そのような基準が実は3月に制定された段階で、こうやって議会の上に予算として計上されたり、今後も専決でありますとか補正で上がってくる時の判断基準が僕らの手元にもないんでは、とてとても議決としての判断はしにくいものと思われまので、ぜひそういう資料ができて、当然予算が絡むようなことですので、一般の村民はさておき、せめて議会のほうにはきちんとした判断基準となる資料として提出していただけないかということをちょっと御質問いたします。

○議長（服田順次君）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（安江良浩君）

もつともでございます。

議会のほうも、それから自治会、それから指定管理者のほうにもまだお示しさせていただいていないというのは非常に反省するところでございます。早急にまた議会のほうにも提示させていただきますし、それから自治会、事務嘱託員会議等の折に説明もしたいなと思っておりますので、今後もよろしく申し上げます。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑ありますか。

[挙手する者あり]

4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

曲坂住宅の修繕料の件につきましてですけれども、先日、常任委員会でここも視察をさせていただいたわけですが、限られた財源の中でございますし、また村営住宅も五十数棟と、また今回中通にも単身用の住宅が建設されるということで、最小限にリフォームについても抑えていただきたいなという思いも持っております。

それから、どうしてもやらなければならないことは当然やらなければならないけれども、管理費が限られた財源の中ですので、また先日視察をさせていただいて、和室の板をめくって中を当然確認していただけたものと思いますけれども、こういった床下はどうなっているかはわかりませんので、一部分を今度取り除いてリフォームをされるということですが、当初の予定されていた予算よりか、かなり抑えられてきていることは我々も十分承知をいたしておりますけれども、どうしてもやらなければならないことに関してはやっていただかなきゃならないと思いますので、その点も踏まえて今後十分に精査をしていただいて、リフォーム等取り組んでいただきたいなと思います。

○議長（服田順次君）

建設環境課長 今井義尚君。

○建設環境課長（今井義尚君）

曲坂住宅のB棟の耐強修繕につきましては、今回リフォームも兼ねた修繕というようなことで、村がつくっています住宅建設マスタープランによりましては、平成34年に一応リフォームをかけるという計画でございましたけれども、今回耐強によりましてあと6年あるわけですが、実際入居者が今後入れますと、またいつ出られるかというのが検討つかないというようなことで、ちょっと早目にリフォームをかけるということで、最小限ですが、特に浴室をユニットバスにするということは、前、視察で見ていただいたとおりですが、今までタイルの浴槽ですが、見ていただいたところにつきましては、それほどタイル目地もまだ傷んでいなかったわけですが、隣の棟では既にタイルの修復をしたようなこともございまして、それと当初風呂の湯の管理につきましては、自動的に温度調整ができるもの、当初はそういうものでございましたけれども、財政的なことで、一方的に入れることで湯の温度を行うようなものにしておりました。今回そのリフォームを兼ねてもとの姿に戻すというようなことで、本来ですと配線をそのようにすればいいじゃないかと言いますが、確かに多少は安くはなりますけれども、どうしても今回ユニットバス化することによって少し高目になりますけれども、長い目で見た場合コストを抑えられるというようなことで、そういう面も兼ねて今回計画いたしました。実際今までも限りある予算ですので、極力抑えてきておりますので、また今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

今、4番議員の同じ質問について、私も同じような意見を持っておりますので意見を述べさせていただきます。

視察に行きました折にも一応概要ということで、こういうことをやりたいよということを資料として提出いただきました。そのときの金額と今回の金額が全く同じ金額なわけなんですけれども、僕らが視察に行った意味というのがどういうところにあらわれているか。その場でやっぱり必要最小限に控えてほしいとか、そういう意見が出たわけなんですけれども、それが全然この委員会視察の後反映されていないというのが、今回の金額の補正予算として上がっているわけなんですけれども、見に行ってもらったのでこれでオーケーやという形ではなく、あのときはやっぱりみんなの意見としては、ほかの棟が同じようなことを、すぐうちもやってくれとなったらどうなるんやとか、4番議員言われたみたいにもう少しちゃんと調べたらどうやとか、そういった意見があったわけなんですけど、予算としては何も反映されておきませんので、これを認めないというわけではないんですが、入札にかけていく折にもう一度しっかり見ていただいて、必要のないものは取り除いていただく、必要最小限にリフォームをしていただくというのが私の考えでありますので、この点についてもう一度答弁いただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

視察のときと金額が変わっていないというのは、必要最低限で御提案を申し上げて予算を組んだというところでございまして、修繕工事ですので壁でも何でもやってみないとわからない部分もございますし、見積もりの段階で業者見積もりになりますけれども、必要なところだけ確保しておいて、今おっしゃったように施工の段階で必要なものは変えんでもいいだろうという内部的なやりくりは十分やるつもりでございますし、予算としては見積金額で確保させていただいて、その中で施工をしっかりやっていくと。新築だとそういうわけにもいきませんが、修繕工事ですので、反対に予想外の、実はあけてみたらシロアリがというようなこともあるかもしれませんが、それはちょっと想定はできませんので、そこまで見込んではありません。現況で快適に次の入居者を迎えらるような状況にしていくというのが今回のチャンスですので、少しでも村営住宅をあけておかないためにも、必要な措置として考えて修繕工事をやりたいと思っております。

時期的な問題がございまして、当初はちょっと大きい見積もりだけで予算を立てておったわけですが、精査をさせていただいた結果がこれということで御了解をいただきたいかなと思います。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

それで、先日もお願いしておきましたけれども、この和室の床はめくっていただいて点検をしていただけたのか、このこともお聞きしたいと思いますし、隣の棟では壁のタイルがめくれているというような事態もあるということですので、ここの場合はめくれていない。めくれているほうはそのまま放置しておいて、めくれていないほうをユニットバスにかえるという、これまた不自然な話だなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（服田順次君）

建設環境課長。

○建設環境課長（今井義尚君）

隣の棟につきましては修繕を行いましたけれども、入居中にユニットバス化すると、それだけ入居者に対して一定期間風呂に入れられないというようなこともありますので、今回は退去されたことで行うということで御理解のほどよろしくお願ひします。

和室の畳につきましては、この間めくりましてやりました。やはり水滴が床下についておるような状態で、それとあと畳の下もかなりカビが生えているような状況でございました。以上でございます。

○議長（服田順次君）

4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

ぬれていて、カビが生えていた。そこを今度どうされる予定ですか。全体にしけっていたということですか。

○議長（服田順次君）

建設環境課長。

○建設環境課長（今井義尚君）

今回たまたま場所が1カ所だけでしたので床をめくって、床のところに穴があいているのが1カ所の和室だけでしたので、ほかのところは全体にめくらないとできないようなことでしたので、1カ所そういう開口部がありましたので、そこからのぞいた結果でございます。

今後、今の犬走りなんかをつくることによって浸透するかしらないか、その辺の試験という形で今回犬走りをつくるということもございませし、換気をよくすればいいということで1つ換気扇も設けるようなことで、今後住まれる方にその辺の湿気に伴う啓蒙もしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（服田順次君）

ほかにはありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第54号 平成28年度一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第54号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第55号について（提案説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（服田順次君）

日程第5、議案第55号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設環境課長 今井義尚君。

#### ○建設環境課長（今井義尚君）

議案第55号 工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び東白川村議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成28年8月22日提出、東白川村長。

記1. 契約の目的、集合型村営住宅建設工事。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約の金額、6,696万円。4. 契約の相手方、加茂郡東白川村神土4548番地5、有限会社新田建設、代表取締役新田久。5. 工事の場所、東白川村神土中通地内。

説明につきましては、別添に説明資料を添付していますので、説明資料をごらんください。

議案第55号 工事請負契約の締結について。

工事名は、集合型村営住宅の建設工事ということです。

工事場所につきましては、先ほど言ったように神土中通地内。

工期が契約日から210日以内で、29年3月3日まででございます。

工事の概要につきましては、本工事は神土中通地内の農村公園の一角に集合型の村営住宅1棟を新築する工事である。現在、村営住宅の中に昭和30年代に建設された旧教員住宅が数棟あり、木造・軽量鉄骨づくりで旧建築基準をもとに建築された建物のため、耐震化及び設備、躯体においては経年劣化が著しく、部屋の半数は入居不能な状況です。このため、村では村営住宅建設マスタープランを策定し、古い住宅を取り壊し、新たに住みかえ可能な住宅、人口対策の一翼を担う住宅建設が必要になったことにより、集合型の村営住宅建設を実施いたします。

主な工事概要としましては、木造瓦ぶき平家建て1棟、面積が314.26平米、部屋数及び間取りに

つきましては6室で、1室は1LDK（10.35畳）でございます。建設工事の概要につきましては、基礎土工と建築工、あと電気設備工、機械設備工等でございます。指名業者につきましては、村内のごらんの6業者を指名いたしました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 今井美和さん。

○1番（今井美和君）

入札で金額が決まって、新田建設が請け負うことになったということなんですけれども、ちょっとよくわからないんですけど、この金額で全てやって、また何か足りなかったからふえたふえたと今までも何回もあるんですけど、そういうことは今後起きないということではないでしょうか。何か不測な事態が起きても、この金額でやるということで問題はない。

○議長（服田順次君）

建設環境課長。

○建設環境課長（今井義尚君）

今回6,696万円で新田建設が落札されましたけれども、今後よほどの何かがない限りはそういうことはあり得ないということで、外構工事につきましてはまた別添で発注いたしますので、躯体の建物だけの工事でございますので、まずこの設計どおり建設されると思っております。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

補足といいますか確認をしておきますけれども、契約書に契約をしておるわけですから、契約の議決をいただくということになる。契約の内容について変更を生じた場合、あるいはこれは躯体工事ですので、建物ですのでほとんど設計書どおりやっていただいて、ただオイルショックだとか、例えばですよ、急に原材料等の高騰があって、これはやむを得ないというようなことは想定ができるわけですので、そういった場合、絶対この金額でやるということができない場合は、材料がなくて途中で工事がとまってしまったら、それは全体に村の損になるということになる、そういった場合は変更はあり得ます。

また、土木工事なんかでは前もお認めいただいたように、不測の事態が起こるということもよくあって、ちょっと躯体工事、建設工事とはまた違う部分がありますので、その辺の御理解をいただきながら、これからも仕事を進めていきたいというふうに思いますので、これは村長としての意見でございます。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第55号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第55号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

#### ○議長（服田順次君）

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第3回東白川村議会臨時会を閉会します。

午前10時21分 閉会